

簡易評価型プロポーザル方式による業務委託の実施について（公告）
簡易評価型プロポーザル方式による業務委託を実施するので、次のとおり公告します。

令和 3 年 1 0 月 1 9 日

長 岡 市 長 磯 田 達 伸

1 実施方法

今回実施する簡易評価型プロポーザル方式による業務委託は、長岡市移住定住ポータルサイト制作業務委託について、参加希望者に提案書の提出を求め、その提案を別に定める評価基準によって評価する方法により、最も適した提案者と契約するものです。

2 委託概要

- (1) 委 託 名 長岡市移住定住ポータルサイト制作保守管理業務委託
- (2) 委託期間 契約締結日から令和 4 年 3 月 3 1 日まで
- (3) 委託内容 移住定住に関する各種施策や支援策、実際の「ながおか暮らし」や魅力的な地域資源の紹介など、本市への移住に興味関心を持っていただいた移住関心層へ向けた効果的なアプローチを図るため、移住や定住に関する情報を一元的に発信するとともに、充実した情報を備えたポータルサイトを制作するものです。

3 参加資格要件

このプロポーザルに参加しようとするものは、次のすべての要件に該当するものであることを要します。

- (1) 過去に、本業務の内容と同種の業務または類似の業務を受注した実績を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) その役員に次のア又はイいずれかに該当する者がいないこと。
 - ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
- (4) この公告日以降に、民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) この公告の日以降に、会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 項に規定する暴力団及びその利益となる活動を行うものでないこと。
- (7) 新潟県内に本店又は支店等の拠点の有すること。
- (8) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。

4 参加表明書の提出

当該プロポーザルに参加を希望する者は、令和3年10月26日（火曜日）午後5時までに「簡易評価型プロポーザル参加表明書」（第2号様式）を長岡市地方創生推進部なおか魅力発信課移住定住担当宛てに提出してください。

提出方法は、持参又は郵送（配達確認ができるものに限る。提出期限までに必着のこと）、FAXまたは電子メールとします。

5 質問書の受付及び回答

4により参加表明書を提出した者は、令和3年11月1日（月曜日）午後3時までに、当該プロポーザルについて、「簡易評価型プロポーザルに関する質問書」（第3号様式）により質問することができます。

質問に対しては、令和3年11月5日（金曜日）までに、参加表明書を提出した者全員に回答します。

6 参加確認申請書及び提案書の提出について

当該プロポーザルに参加を希望する者は、「簡易評価型プロポーザル参加資格確認申請書」（第1号様式）及び提案書を次のとおり提出してください。

(1) 提出期限 令和3年11月10日（水曜日）午後5時（必着）

(2) 提出方法 持参又は郵送（到着が確認できるものに限ります。）

(3) 提出場所 住 所 〒940-8501 長岡市大手通1丁目4番地10

アオーレ長岡東棟3階

長岡市地方創生推進部なおか魅力発信課移住定住担当

電 話 0258-39-5151 FAX 0258-39-2272

e-mail na-ijuteiju@city.nagaoka.lg.jp

7 提案を求める事項

(1) 提案書作成上の基本的事項

仕様書を熟読の上、その内容を踏まえた提案書を作成すること。

本プロポーザルは「長岡市移住定住ポータルサイト制作業務」における企画案について、提案を求めるものであり、当該業務の具体的な内容、成果品の一部を作成及び提出するものではない。

具体的な作業は、契約後に提案書に記載された内容を反映しつつ当市と協議しながら行うものとする。

(2) 提案書の項目

審査の対象となる下記事項について、資料を作成すること。

ア 会社概要（様式任意）

- ・社名
- ・本社及び市内の支社、支店、営業所等の所在地
- ・資本金
- ・従業員数（本社及び支社、支店、営業所別）
- ・業務内容

イ 過去における主な業務実績（様式任意）

類似業務の契約実績を最大5件まで掲載すること。また、契約実績の内容が確認

できる書類（契約書の写し等）を添付すること。

ウ 本業務の担当予定者の氏名（様式任意）

総括責任者及び担当者の氏名、経歴、実績等について記入すること。なお、保有資格については、証明できる書面の写しを添付すること。

エ 本業務の実施体制（様式任意）

本業務の実施体制、分担業務の内容について記載すること。

オ 再委託調書（様式任意）

再委託する場合のみの提出とする。

再委託する業務と再委託先（会社名、所在地、代表者名）を記載し、再委託の理由も明記すること。

カ 提案内容（様式任意）

提案は説明書等の記載内容に従って明瞭に作成すること。なお、提案に当たっては、以下の点に留意すること。

- ・仕様書を踏まえたうえで、ポータルサイトの企画案を提案すること。
- ・提案書は、制作するポータルサイトがイメージできる内容とする。

キ 会社のアピールポイント（様式任意）

ク 費用見積り（様式任意）

事業費見積額の算出根拠として具体的に内容と経費（千円単位）を明示すること。

ケ 業務スケジュール（様式任意）

8 選考方法等

本市職員で組織する選考委員会において、提案書の提出者であり、かつ、ヒアリングの参加者である者で、次の要件に該当するものの中から、提案書やヒアリングの内容、見積金額により総合的に選考し、最優秀者及び次点者を決定します。

- (1) 提案書の記述が、要求要件を満たしていること。
- (2) 見積金額が、予算額以内であること。

9 選考結果通知

- (1) 選考結果は、参加者全員に通知します。
- (2) 不採用の通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して7日以内にその理由の説明を書面で求めることができます。

10 留意事項

- (1) このプロポーザルの参加に要する経費は、すべて参加者の負担とします。
- (2) 提出いただいた提案書は、返却しません。
- (3) 決定した事業者の提案書に記載した内容の著作権は、市に無償・無条件で帰属するものとします。
- (4) 提案書に記載された内容については、原則として、提出後の内容変更を認めません。
- (5) 提出された提案書等は、このプロポーザル以外の目的には使用しません。
- (6) 新型コロナウイルス感染拡大防止措置として、書類の提出にあたっては「4 参加表明書の提出」及び「6 参加確認申請書及び提案書の提出について」に記載のとおりとします。また、ヒアリングについては、感染症の拡大状況や緊急事態宣言の影響等によっては、変更又は中止する場合があります。